

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の運用について

発出年月日：平成4.6.22

文書番号：沖例規暴対2

公表範囲：概要

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の適切かつ効果的な運用により、暴力団員による犯罪その他不当な行為に対して一層強力な摘発、取締りを推進するとともに、沖縄県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）との緊密な連携の下に、官民一体となった暴力追放運動を促進し、暴力団対策の推進、強化を図るため、法等の統一的な運用解釈を定めるものである。